

議事要旨(3) 企業会計基準適用指針公開草案第 18 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」のコメントについて

波多野研究員より、資料「審議事項(3) 主なコメントの概要とそれらに対する対応案」に基づき、公開草案に対するコメントの紹介及び対応案についての説明が行われた。説明の概要は、以下のとおりである。なお、当該説明に対する委員等からの質問や指摘事項はなかった。

(1) 共通支配下の取引に該当する対価の受渡しを伴わない組織再編(合併以外)

コメントの概要

完全親子会社間の合併以外にも、完全親子会社間の会社分割の場合で対価を伴わないときは、上記の合併の会計処理と同様、受け入れ資産および負債の差額を株主資本として会計処理すべきである。その理由としては、対価の支払いが不要、資産の無償譲渡との違い、同様の組織再編取引に係る会計処理との整合性等が考えられる。

コメントへの対応案

もともと ASBJ の議論では、完全親子会社間の会社分割については、対価の受渡しを伴わない場合であっても、受け入れた資産及び負債の差額を株主資本とすることを検討してきた。会社計算規則において、そのような処理が認められるとすれば、本適用指針においても、完全親子会社関係にある親会社から子会社への会社分割及び子会社同士の会社分割を無対価で行う場合に、株主資本を増加する処理とすることが考えられる。なお、10 月 4 日に公表されている「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」では、株主資本を引継ぐ処理が認められている。

(2) 税務上非適格の株式交換等が行われた場合の株式交換完全子会社等の税効果会計

コメントの概要

平成 18 年度の税制改正において、株式交換税制の見直しがあり、非適格株式交換の場合には、税法上、株式交換完全子会社は資産及び負債を時価評価することとされた。この結果、株式交換完全子会社では一時差異が発生することになるが、これに関する税効果の取扱いを本適用指針で示す必要がある。なお、株式移転の場合も同様である。

コメントへの対応案

非適格株式交換の場合を含め、税効果全体の表現等(パーチェス法により生じたのれんに関する税効果の取扱いなど)について見直しを検討する。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。